平成　　年　　月　　日	課長	課長補佐	主幹	合議	審査者	設計者	検算

【閲覧用】工事設計書

工　事　名　市営余戸谷町住宅外壁改修工事

工 事 場 所　倉吉市余戸谷町

一　　金　　（内消費税及び地方消費税額　　円）

工事概要	起工理由
市営住宅の外壁及び、隔壁、ベランダ手摺等の塗替え工事	経年劣化により外壁等改修の必要がある為

市営余戸谷町住宅外壁改修工事

内　訳　書

ワタリ総合設計　　鳥取県倉吉市井手畑141-6　亘　寛之

	市営余戸谷町住宅外壁改修工事						
	工 種 名 称		数 量	単位	単 価	金 額	備 考
Ⅰ	直接工事費		1.0	式			
Ⅱ	共通仮設費		1.0	式			
	純工事費計						
Ⅲ	現場管理費		1.0	式			
Ⅳ	一般管理費等		1.0	式			
	工事価格		1.0	式			
	消費税相当額	5%	1.0	式			
	合 計						

Ⅰ	直接工事費						
	工 種 名 称		数 量	単位	単 価	金 額	備 考
1	直接仮設費		1.0	式			
2	塗装工事		1.0	式			
3	雑工事		1.0	式			
Ⅰ	直接工事費計						

1	直接仮設工事						
	名 称	摘要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	外部足場	単管本足場 3カ月	796.0	㎡			
	安全手摺	単管本足場用	87.7	m			
	脚立足場	高1.8m	97.4	㎡			
	養生費		97.4	㎡			
	整理清掃後片付け		97.4	㎡			
	計						

2	塗装工事						
	名 称	摘要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	外壁 水洗い高圧洗浄		502.0	㎡			
	外壁 下地シーラー処理	サミプラ 1回塗	502.0	㎡			
	外壁 シリコン樹脂系単層弾性仕上塗	セラビューレ ローラー2回塗	502.0	㎡			
	笠木部 水洗い高圧洗浄		27.7	㎡			
	笠木部 ウレタン防水	HCエコプルーフE-15V-A 密着工法 t-1.5 下地プライマー処理共	27.7	㎡			
	軒天 水洗い高圧洗浄		119.0	㎡			
	軒天 アクリル樹脂系弾性仕上塗	ノキテンくん ローラー2回塗	119.0	㎡			
	コンクリート剥離部補修 鉄筋処理	鉄筋錆ケレンRB種 エポキシ樹脂錆止め塗料 1回塗	1.0	式			
	〃 エポキシ樹脂モルタル充填	平均100*200*30 平滑仕上	5.0	ヵ所			
	鉄部 ケレン処理	RB種 糸幅平均100	643.0	m			
	鉄部 エポキシ樹脂さび止めヌリ	糸幅平均100 1回塗	643.0	m			
	鉄部 ポリウレタン樹脂塗料ヌリ	糸幅平均100 2回塗	643.0	m			
	隔板 ポリウレタン樹脂塗料ヌリ	下地処理RC種共 2回塗	25.9	㎡			
	計						

3	雑工事						
	名 称	摘要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	アルミ水切り取付	サッシ部 L-1,400 アルミアルマイトt-1.5曲げ加工	24.0	ヶ所			
	アルミアングル取付	笠木部 L-60*30 アルミアルマイトt-1.5曲げ加工	16.1	m			
	シーリング取替	2成分形シリコーン10*10 既設シーリング撤去共	69.1	m			
	既設アルミ手摺取外し復旧	1800W*500H	12.0	ヶ所			
	既設階段室樹脂パネル取外し復旧	845W*1000H	8.0	ヶ所			
	計					－	

現　場　説　明　書

平成 24 年２月 10 日改正

１　仕様書の適用について

この契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り『市営余戸谷町住宅外壁改修工事　建築工事共通仕様書』とする。

２　法令等の遵守について

（１）　建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令を遵守し、法令に抵触する行為は行わないこと。

（２）　建設業からの暴力団排除の徹底について

ア　工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ　この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

（３）　工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者及び監理技術者をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

３　下請関係の適正化について

（１）　この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」（平成３年２月５日付建設省経構発第２号建設省建設経済局長通知）及びその趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、合理的な下請契約の締結、代金支払等の適正な履行,適正な施工体制の確立、下請における雇用管理等の指導等を行い同指針の遵守に努めること。

（２）　受注者は、100 万円以上の下請契約を締結した場合は「建設工事の下請報告について」（平成 20 年３月 28 日付第 200700193464 号鳥取県県土整備部長通知）に基づき、下請施工体系図を提出しなければならない。

（３）　工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、原則として市内に本店又は支店、営業所等を有する業者（以下「市内業者」という。）と契約すること。ただし、技術的に施工できる市内業者がない工事等を請け負わせ、又は委託する場合、あるいは市内業者で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、この限りでない。

（４）　建設業退職金共済制度への加入等

ア　建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。

イ　建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより､下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお､現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。

ウ　受注者は、工事現場に｢建設業退職金共済制度適用事業主工事現場｣の標識を掲示すること。

４　労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため､｢建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について｣（平成 23 年９月 30 日付第 201100099979 号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

５　建設資機材の使用について

（１）　工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成 22 年１月 20 日付第 200900157785 号県土整備部長通知）に基づくリサイクル製品がある場合は、原則これを使用すること。

（２）　リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。

ア　県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。

イ　県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。

（３）　建設機械の使用について

ア　施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。

イ　工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。

　また、使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。

（４）　ダンプトラック等による運搬について

ア　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

イ　積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

６　その他

（１）　建設リサイクル法、「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」（平成22年９月13日付第201000087971号県土整備部長通知）に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。

（２）　受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、受注、変更、訂正及び完成時10日以内（ただし、工事請負代金額が2,500万円未満の工事にあっては、受注・訂正時）に工事実績情報サービス（CORINS）に工事実績情報の登録を行い、登録内容確認書を印刷して発注者に提出すること。

現　場　説　明　書

特記事項　1

平成24年２月10日改正

仕様書	①　平成　年　月　日時点で最新の仕様書によること。 ※　上記年月日には、当該工事の起工決裁日を明記すること。
工程	~~①（他工事等との調整）~~　　については、　　と関連するので、相互の連絡調整を密にすること。 ~~②（部分完成、着工保留）~~　　については、　　まで　　（すること、しないこと）。 ③（施工時間）　この工事　の施工時間は　8：30～　17：00　とする。 ~~④（施工時期選択制度）~~　この工事には、施工時期選択制度を適用する。工事完成期限は、　　までとし、実工事期間は　　日間とする。 なお、契約締結日から着工日前日までの間に資材の搬入、仮設物の設置等の工事の着手を行ってはならない。 ~~⑤（鋼材の調達の遅れによる工期の延長）~~ この工事の工期には、鋼材調達期間として、○か月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
用地関係	~~①（用地、物件等未処理）~~　本工事区間の＿＿＿＿＿＿には＿＿＿＿＿＿＿＿があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、＿＿＿＿＿頃＿＿＿＿＿＿＿＿の予定である。
支障物件	~~①（埋設物等の事前調査）~~　工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・調査済み〕である。 ~~②（支障物件）~~　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の施工に当って、＿＿＿＿＿＿が支障となっているが、＿＿＿＿＿＿までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 ~~③（立木の置き場所）~~　工事用地内の立木は伐採し、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に置くこと。
公害対策	①（低騒音型・低振動型建設機械） 本工事のうち施工箇所：　外壁改修　については、特に生活環境を保全する必要があるので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年４月９日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種：＿＿塗装下地処理＿＿、施工機械：＿高圧洗浄機＿
安全対策	①（交通安全施設等）　一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。~~なお、交通整理の必要日数として＿＿日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導員Ａを合計＿＿名（交替要員〔有り・無し〕）、交通誘導員Ｂを合計＿＿名（交替要員〔有り・無し〕）を見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。~~ 警備業法に規定する警備員を配置する場合における交通誘導員Ａ、交通誘導員Ｂの定義は次のとおりとする。 交通誘導員Ａとは、警備業法第２条第４項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第１条第４号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る１級検定合格警備員又は２級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Ｂとは、警備業法第２条第３項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員Ａ以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条第１項に規定する以外の者を配置し、安全教育、安全訓練等を十分に行うこと。この場合においては、交通誘導員Ｂを配置しているものとみなす。
工事用道路	

現　場　説　明　書

特記事項　2

仮設物

①　（仮設足場）　　外部足場に工事関係者以外の第三者が上ることがないようにし、また、第三者に危害が及ばないよう対策を講じること。

排水・濁水処理

①~~（　濁　水　処　理　）~~　工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うこと。なお、図示した場合は、設計図書によることとする。

建設副産物の処理

【建設発生土（処理）】

①~~（他工事等流用）~~　建設発生土は、＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿＿＿工事現場に運搬（片道運搬距離＿＿km）とするものとする。

②~~（建設技術センター）~~　建設発生土は＿＿＿市・町・村＿＿＿地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離＿＿km）とするものとする。なお、処理費として１ｍ^{3}当たり＿＿円をセンターに支払うこと。

③~~（　自　由　処　分　）~~　建設発生土は自由処分とし、片道運搬距離＿＿ｋｍを見込んでいる。

【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】

④~~（分別解体等）~~　コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。

コンクリート塊　１ｍ^{3}当り＿＿＿＿円
アスファルト塊　１ｍ^{3}当り＿＿＿＿円
建設発生木材　　１ｍ^{3}当り＿＿＿＿円

⑤~~（他工事等流用）~~　〔Co塊・＿＿＿＿＿〕は、＿＿＿市・町・村＿＿＿地内＿＿＿工事現場に運搬（片道運搬距離＿＿km）するものとする。

⑥~~（再資源化施設へ搬出）~~　コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。

再資源化施設業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。

なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。

（施設の名称・受入れ費用）　コンクリート塊　倉吉市＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿＿＿
（運搬距離＿＿km）、費用１ｔ当り＿＿＿＿円
アスファルト塊　倉吉市＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿＿＿
（運搬距離＿＿km）、費用１ｔ当り＿＿＿＿円
建設発生木材　＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿
（運搬距離＿＿km）、費用１㎡当り＿＿＿＿円
その他（　　）＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿
（運搬距離＿＿km）、費用１ｔ当り＿＿＿＿円

（受入れ時間帯）　８時～17時（平日）

（受入れ条件）
ア　路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。
イ　コンクリート塊、アスファルト塊の径は、それぞれ＿＿㎜以下＿＿㎜以下であること。
ウ　建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径＿＿＿cm以下、長さ＿＿＿m以下であること。
エ　２次公害発生のおそれのある物質（廃油等）を含まないこと。

⑦~~（木材市場等への売却）~~　建設発生木材は＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿への搬出（片道運搬距離＿＿km）を想定し＿＿＿＿円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。

⑧~~（最終処理等）~~　＿＿＿＿＿については、＿＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の産業廃棄物処理場への搬出（片道運搬距離＿＿＿km）を想定し、その費用として１ｔ当り＿＿＿＿円を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を防げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑨~~（産業廃棄物の処理に係る税）~~　産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を＿＿＿＿円見込んでいる。

現　場　説　明　書

特記事項　3

建設副産物の処理

⑩~~（建設発生木材の出来形数量）~~

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工　種	項　目	規　格	摘　要
建設発生木材運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な１断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低２箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10 台に１台の割合で写真管理を行うこと。 ただし、搬出台数が 10 台に満たない場合は、２台以上写真管理を行うこと。	
建設発生木材搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑪~~（マニフェスト）~~　産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要。

建設副産物の使用

①~~（建設発生土の使用）~~　＿＿＿＿工事から［当該工事運搬・相手方運搬］の建設発生土を受入れ、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。

②~~（再生資材の使用）~~　1）Co雑割材は、＿＿＿工事から運搬し、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。
2）アスファルト・コンクリート切削殻等は、＿＿＿工事から運搬し、使用箇所：＿＿＿に使用する。
3）・再生クラッシャーラン［規格：　　］は、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。
・再生コンクリート砂［規格：RS-　　］は、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。
4）再生加熱アスファルト混合物［規格：　　］は、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。
5）その他再生資材［資材名：　　］［規格：　　］は、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。

その他

①~~（境界杭・境界標）~~　本工事における道路上の全ての境界標は、必ず管理を行うこと。

②~~（工事成績評定）~~　本工事は、災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事に〔該当する・該当しない〕ため、工事評定の〔対象とする・対象としない〕。（※災害復旧工事に適用）

③~~（技能士常駐）~~　本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。

1)技能士種別：＿＿＿技能士、該当工種：＿＿＿工、仕様書根拠：１－　頁
2)技能士種別：＿＿＿技能士、該当工種：＿＿＿工、仕様書根拠：１－　頁
3)技能士種別：＿＿＿技能士、該当工種：＿＿＿工、仕様書根拠：１－　頁

④~~（寒中コンクリート）~~　本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」（平成 23 年 12 月 7 日付第 201100123529 号県土整備部長通知）に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

⑤（入居者対策）　入居者に作業日程を説明し、汚染養生・騒音対策を十分に講じること。特にベランダ内作業については、十分な協議を行なうこと。

※　明示する項目を＿＿部分に記入又は追記し、不要部分は――で削除して使用すること。

市営余戸谷町住宅外壁改修工事

表紙_図面リスト

A-1　建築工事_特記仕様書1

A-2　建築工事_特記仕様書2

A-3　付近見取図_・_配置図

A-4　仕上表_・_1階平面図

A-5　2階･3階_平面図

A-6　立_面_図

A-7　断面詳細図

A-8　部分詳細図

ワタリ総合設計

建　築　工　事　仕　様　書

Ⅰ．工　事　概　要

１．工 事 場 所　　倉吉市余戸谷町

２．敷 地 面 積　　2605.79　　㎡

３．地 域 地 区　　都市計画地域（　⊙内　・外　）

　　用途地域等　（　第１種住居地域　）

４．建 物 概 要

番号	名　称	工事種別	構　造	階数	建築面積（㎡）	延べ面積（㎡）
1	市営余戸谷町住宅外壁改修工事	改修工事	RC造	3	217.28	612.24

Ⅱ．建築工事仕様

１．共通仕様

（１）　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成２２年版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。ただし、アスベスト成形板の処理等は、国土交通省官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成２２年版）」（以下「改修標準仕様書」という。）による。

（２）　請負者は完了検査（中間検査含む）の検査には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用意すること。

（３）　電気及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

２．特記仕様

（１）　項目は番号に○印のついたものを適用する。

（２）　特記事項は⊙印のついたものを適用する。
⊙印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
⊙印と⊗印のついた場合は共に適用する。

（３）　項目に記載の（　　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。［　　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を表す。

（４）　G印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成２２年２月）」（環境省のホームページからダウンロード可能）による。

（５）　標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例を含む）抵触する場合には、関係法令等の遵守（１．１．１３）の規定を優先する。

（６）　材料及び製造所等の記載は順不同である。

章		項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	1	適用基準等	※　建築工事標準詳細図　　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（平成２２年版）（以下「標準詳細図」という）
			※　建築工事監理指針（上巻・下巻）　　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成２２年版）
			※　工事写真の撮り方（改訂第三版）建築編　　建設大臣官房官庁営繕部監修
			・
			・
			・
	2	官公庁その他への手続 (1. 1. 3)	工事の施工に伴い必要な官公署、その他への手続き、検査並びにその費用は、本工事請負者の負担とする
	3	電気保安技術者 (1. 3. 3)	工事現場におく電気保安技術者は、鳥取県総務部営繕工事自家用電気工作物保安規定第５条に定める工事担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務を行うものとする。
	4	工事安全計画書 (1. 3. 7)	建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する
	5	発生材の処理等 (1. 3. 8)	・　引き渡しを要するもの（　　）
			・　現場において再利用を図るもの（　　）
			・　再生資源化を図るもの
			・　コンクリート塊　・　アスファルトコンクリート塊　・　建設発生木材
	6	環境への配慮 (1. 4. 1)	化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の１）から５）を満たすものとする １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙はホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする ２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド又はスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする ３）接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする ４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散がきわめて少ないものとする ５）１）、３）及び４）の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする ホルムアルデヒド放散量　規制対象外 該当する建築材料 ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆品 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるＪＡＳ適合品 ａ．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 ｂ．接着剤等不使用 ｃ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 ｄ．ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 ｅ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 ｆ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 ホルムアルデヒド放散量　第三種 該当する建築材料 ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆品 ②建築基準法施行令第２０条の７第３項による国土交通大臣認定品 ③旧ＪＩＳのＥｏ品 ④旧ＪＡＳのＦｃｏ品

平成２４年２月改定版

章		項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	7	材料の品質等 (1. 4. 2)	本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、製造業者等が記載されている場合に同等品を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承認を受ける ＪＩＳ又はＪＡＳマーク表示のない材料及びその製造業者等又は、別表に示す材料・機材等の製造業者等は、次の（１）から（６）すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける （１）品質及び性能に関する試験データが整備されていること （２）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること （３）安定的な供給が可能であること （４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること （５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること （６）販売、保守等の営業体制が整えられていること（なお、システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場で施工体制が整えられていること）
	8	特別な材料の工法	標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品等の指定工法による
	9	技能士 (1. 5. 2)	下表により適用する技能士は、適用する工事作業中、１名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと （技能士：職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者） また、その技能士はその者が技能士であることがわかる名札（下図参考）を常時着用すること

別表

床型枠用鋼製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
透水・保水性床タイル及びブロック	可動間仕切
既成調合モルタル	移動間仕切
ルーフドレン	トイレブース
吸水調整材	煙突用成形ライニング材
アルミニウム製建具	天井点検口
鋼製建具	床点検口
鋼製軽量建具	グレーチング
ステンレス製建具	屋上緑化システム
錠前類	トップライト
クローザ類	エポキシ樹脂
自動扉機構	タイル部分張替え用接着剤
自閉式上吊り引戸機構	ポリマーセメントモルタル
重量シャッター	既成調合目地材
軽量シャッター	鋳鉄製ふた

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	・　とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	・　鉄筋組立作業
コンクリート工事	型枠施工	・　型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	・　コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	鉄工	・　構造物鉄工作業
	とび	・　とび作業
コンクリートブロック・ＡＬＣ	ブロック建築	・　コンクリートブロック工事作業
パネル・押出成形セメント板工事	ＡＬＣパネル施工	・　ＡＬＣパネル工事作業
防水工事	防水施工	・　アスファルト防水工事作業 ・　ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・　アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・　合成ゴム系シート防水工事作業 ・　塩化ビニル系シート防水工事作業 ・　セメント系防水工事作業 ⊙　シーリング防水工事作業 ・　改質アスファルトシートトーチ工法 ・　防水工事作業 ・　ＦＲＰ防水工事作業
石工事	石材施工	・　石張り作業
タイル工事	タイル張り	・　タイル張り作業
木工事	建築大工	・　大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金	・　内外装板金作業
	スレート施工	・　スレート工事作業
金属工事	内装仕上施工	・　鋼製下地工事作業
	建築板金	・　内外装板金作業
左官工事	左官	・　左官作業
建具工事	サッシ施工	・　ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・　ガラス工事作業
	自動ドア施工	・　自動ドア施工作業
カーテンウォール工事	カーテンウォール施工	・　金属製カーテンウォール工事作業
	サッシ施工	・　ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・　ガラス工事作業
塗装工事	塗装	⊙　建築塗装作業
内装工事	内装仕上施工	・　プラスチック系床仕上工事作業（カーペット工事含む） ・　カーペット系床仕上作業（２級含む） ・　ボード仕上工事作業
	表装	・　壁装作業
排水工事	配管	・　建築配管作業
舗装工事	路面表示施工	・　溶解ペイントマーカー工事作業 ・　加熱ペイントマシンマーカー工事作業
植栽工事	造園	・　造園工事作業
畳工事	畳	・　畳製作作業

《技能士名札参考図》

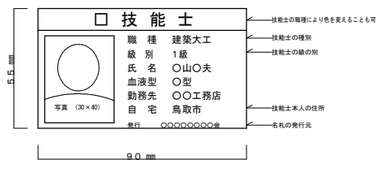

章		項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	10	化学物質の濃度測定 (1. 5. 9)	図示した室のホルムアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告するパッシブ型採取機器を用いて、次の要領で測定及び分析を行う ・　パラジクロロベンゼン ①３０分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する ②５時間閉鎖 ①の後、測定対象室すべての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする ③測定 イ　②の状態のままで測定する ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし、工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする ④分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する ⑤その他 監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること
	11	完成写真	下記のものを監督職員に提出する

区　分	分類・規格	撮影箇所	部数	原版の大きさ（㎜）
※　工事記録写真	カラーサービス判	各工種の工程毎	2 部	・　~~24×36以上~~
※　完成写真	カラーサービス判	・　内部　箇所	2 部	・　24×36以上
		⊙　外部　箇所	2 部	・　~~24×36以上~~
・	カラーキャビネ判	・　内部　箇所	部	・　24×36以上
		・　外部　箇所	部	・　24×36以上
・　パネル	カラー	・　四ツ切　箇所	2 部	・　100×125以上
		・　半切　箇所		・　24×36以上
		・　全紙　箇所		
・				

⊙　電子データ及びネガの提出［工事記録写真］　（・　要　⊙　不要）
⊙　電子データ及びネガの提出［完成写真］　（・　要　⊙　不要）

1 一般共通事項	12	完成時の提出図書 (1. 7. 1~2)	下記のものを監督職員に提出する ・　原図Ａ１版又はＡ２版（設計図の第２原図訂正不可）　部 ⊙　ＣＡＤデータ　1 部 ・　原図の陽画複写紙の２つ折製本　部 ⊙　原図の縮小版の陽画複写紙の２つ折製本（Ａ４版）　2 部 ・　複写　縮小版Ａ３パラ焼　部 完成図の種類及び内容 ・　案内図・配置図・面積表　：　配置図には外構整備、屋外給排水系統図含む（ＢＭの表示） ・　平面図　：　室名、耐震壁（防火壁）、避難施設等を表示する ・　立面図　：　外壁仕上等を表示する ・　断面図　：　階高、天井高等を表示する ・　仕上表　：　屋外、屋内（各階）の仕上表を表示する ⊙　施工図
	13	施工図及び施工計画書 (1. 7. 2)	提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする
	14	設備工事との取り合い	設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける

設備工事との取り合い		建　築	電　気	機　械
・　コンクリート壁、床、梁貫通部	補強	※		
	スリーブ・箱入れ		※	※
・　鉄骨造の開口及び補強		※		
・　照明器具・幹線等の吊りボルト用インサート（釘処理共）			※	
・　軽量鉄骨壁のボックス取付用下地			※	
・　埋込分電盤・端子盤・プルボックスの仮枠及び埋込部分の補強	仮枠		※	
	補強	※		
・　ＯＡフロア・フリーアクセスフロアの切込み及び補強		※		
・　埋込型機器取付用の天井壁の切込加工、下地の補強	切込		※	※
	補強	※		
・　自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアクローザ、フロアヒンジ		※		
・　電気室、自家発電室などの基礎及びピット（蓋を含む）		※		
・　テレビアンテナ	基礎	※		
	アンカーボルト		※	
・　天井点検口		※		
・　機器類のコンクリート基礎	屋内・屋外設置		※	※
	屋上設備	※		

1 一般共通事項	15	設計ＧＬ	※　図示による　・　（　　）
	16	耐荷重及び耐外力	建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速　Ｖ０＝　　ｍ／ｓ 地表面粗度区分　・　Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ　・　Ⅳ 積雪区分　建設省告示第１４５５号　別表（　　）
	17	保全に関する資料 (1. 7. 3)	下記のものをＪＩＳ　Ａ４版ファイルに製本して監督職員に提出する。 ⊙　主な主要資材、機器等のメーカー及び施工者一覧表 ・　機器性能試験成績書及び取扱説明書 ・　保証書 ・　官公署届出書類（保守に必要とするもの） ⊙　建築物の保守に関する説明書、指導案内書 ・ ・
	18	火災保険等	工事目的物及び工事材料等工事施工途中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する （保険の加入期間は、工事完成引き渡しまでとする）
	19	環境配慮	鳥取県公共工事環境配慮指針　※　対象工事　・　非対象工事
	20	建設リサイクル法	※　対象工事　・　非対象工事
	21	鳥取県福祉のまちづくり条例	※　対象工事　・　非対象工事
	22	鳥取県景観形成条例	※　対象工事　・　非対象工事
	23	バリアフリー法	※　対象工事　・　非対象工事
	24	省エネ法	※　対象工事　・　非対象工事

2 仮設工事	1	足場その他 (2. 2. 4)	足場を設ける場合は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成２２年版２．２．４（ｂ）によるほか、設置においては「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと
	2	監督職員事務所 (2. 3. 1)	※　設ける　　㎡　・　設けない 備品等は、監督職員の指示を受けて設置すること
	3	表示板	＊下記を参考とし作成する

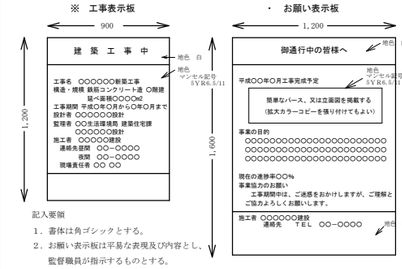

記入要領
１．書体は角ゴシックとする。
２．お願い表示板は平易な表現及び内容とし、監督職員が指示するものとする。

2 仮設工事	4	工事用水	構内既存の施設　※　利用できない　⊙　利用できる（　※　有償　・　無償　）
	5	工事用電力	構内既存の施設　※　利用できない　⊙　利用できる（　※　有償　・　無償　）
	6	工事用仮設物	構内既存の施設　・　できる　⊙　できない
	7	工事現場のイメージアップ	

		ワタリ総合設計	検図	製図	工事名称　市営余戸谷町住宅外壁改修工事
		1級建築士事務所　登録第23－736号	1級建築士　第180476号　亘 寛之		図面名称　特記仕様書1　S＝ 1/

設計No.　　設計年度　2012　　図面No.　1／A

⑨ 防水工事

1 アスファルト防水 (9. 2. 2~5)

アスファルトの種類　3種
防水層の下地のモルタル塗り　・　適用する（施工範囲　・　図示　・　　）

屋根保護防水　表9. 2. 3~6

種別	施工箇所	断熱材 G	絶縁用シート	立上り部の保護
・ A－1			※ ポリエチレンフィルム 厚さ 0.15mm以上 ・	※ 乾式保護材 ・ コンクリート押え
・ A－2				
・ B－1				
・ B－2				
・ A1－1		※ 押出法ポリスチレンフォーム 3種bスキン層付 厚さ ※ 25mm ・ 50 ・	※ フラットヤーンクロス 70g／㎡程度 ・	
・ A1－2				
・ B1－1				
・ B1－2				

断熱材は、原則としてグリーン購入法における特定調達品目を使用すること

屋根保護防水断熱工法の断熱材（オゾン層破壊物質を含まないもの。また、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること）　G
　材質　※　押出法ポリスチレンフォーム3種bスキン層付（ＪＩＳ　Ａ９５１１）
　厚さ　※　２５mm　・
防水立上がり部の保護
　※　乾式保護材
　　無石綿繊維質原料等を主原料として板状に押出成形し、オートクレーブ養生したもの（窯業系パネル）とし、寸法は図示による
　　品質・性能等
　　寸法の許容差　厚さ：－５～＋１０%、幅：±１%
　　曲げ強さ、　曲げモーメント（N・cm）（スパン５０cmにおける単位幅１cmあたりの曲げモーメント）標準時４５０以上、凍結融解完了時（試験サイクル数）３２０以上（２００）耐凍結融解性能（試験サイクル数：上記）試験後、著しい割れや剥離がなく外観上異常がないこと
　　吸水性　　（２０%以下）　吸水による長さ変化率（０．０７%以下）
　　耐火性能　不燃
　　耐衝撃性　高さ１．０mから試験体の弱点部に５００gのおもりを落としたとき、裏面に達する穴があかないこと
　　出荷時の含水率　１０%以下
　・　れんが

屋根露出防水　表9. 2. 7

種別	施工箇所	種別	施工箇所
・ D－1		・ D－2	

屋内防水密着工法　表9. 2. 8

種別	施工箇所	種別	施工箇所
・ E－1		・ E－2	

保護層　・　設ける（図示）

2 改質アスファルトシート防水 (9. 3. 2~3)　表9. 3. 1

工程による種別	施工箇所	改質アスファルトシート		
		種類		厚さ（mm）
・ AS－1		下層用	※非露出複層防水用R種 ・	※2．5mm以上 ・
		上層用	※露出複層防水用R種 ・	※3．0mm以上 ・
・ AS－2		※露出単層防水用R種 ・		※4．0mm以上 ・

3 合成高分子系ルーフィングシート防水 (9. 4. 2~3)　表9. 4. 1

防水層の種類

種別	施工箇所	ルーフィングシートの厚さ（mm）	絶縁用シートの材種	仕上塗料
・ S－F1		※ 1．2 ・		・ カラー ※ シルバー
・ S－F2		※ 2．0 ・		
・ S－M1		※ 1．5 ・	※発泡ポリエチレンシート ・	・ カラー ※ シルバー
・ S－M2		※ 1．5 ・		
・ S－M3		※ 1．2 ・	※発泡ポリエチレンシート ・	

機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
　建築基準法に基づき定まる風圧力に対した工法を施工計画書として提出する

4 塗膜防水 (9. 5. 3)　防水層の種類　表9. 5. 1~2

種別	施工箇所	備考
⊙ X－1	笠木部	仕上げ塗料塗り　⊙ カラー
・ X－2		※ シルバー
・ Y－1	※ 地下外壁防水	
・ Y－2	※ 屋内防水	Y－2の保護層　・ 設ける

5 脱気装置

防水種別	脱気装置の種類	材質	設置数量
D－1 D－2	※ 製造所の仕様による ・	※ 製造所の仕様による ・	※ 製造所の仕様による ・
X－1	・ 平面部脱気型	・ ポリエチレン樹脂 ・ ＡＢＳ樹脂 ・ ステンレス ・ 鋳鉄 ・	（　　）個／㎡
	・ 立上り部脱気型	・ 合成ゴム ・ 塩化ビニル樹脂 ・ ステンレス ・ 銅 ・	（　　）個／㎡

⑥ シーリング用材料 (9. 6. 2)
種類及び施工箇所（図示以外は（表９．６．１）による）
シーリング面への仕上塗材仕上げ等　※　行わない　・　行う

7 シーリング材の試験 (9. 6. 5)
接着性試験
　・　行う（　※　簡易接着性試験　・　引張接着性試験　）
　・　行わない（試験成績書がある場合）

⑭ 金属工事

1 あと施工アンカー (14. 1. 3)
引抜き耐力の確認試験　※　機械的簡易引抜試験機による引張試験　・行わない
設計用引張強度［　　］　・

2 ステンレスの表面仕上げ (14. 2. 1)
※　ＨＬ仕上げ　・　鏡面仕上げ　・
施工箇所［　　］

③ アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理 (14. 2. 2)　表14. 2. 1

種別	施工箇所	種別	施工箇所
Ｂ－1種	外壁開口水切・笠木コーナー		
Ｂ－2種			
Ｃ－1種			

他の項目に特記されたものを除く

4 鉄鋼の亜鉛めっき (14. 2. 3)　表14. 2. 2

種別	施工箇所	種別	施工箇所
Ａ種			
Ｃ種			

他の項目に特記されたものを除く

5 軽量鉄骨天井下地 (14. 4. 2~4)
野縁等の種類　屋外　※　２５型　・
　　屋内　※　１９型　・　２５型
屋外の軒天井、ピロティ天井等
　建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する
天井下地における耐震性を考慮した補強
　※　１４．４（ｈ）による
　・　天井のふところが３mを超える場合　補強箇所　※　図示
　　補強方法　※　図示

6 軽量鉄骨壁下地 (14. 5. 2~4)　表14. 5. 1
スタッド、ランナー等の種類
・　５０形　・　６５形　・　７５形　・　９０形　・　１００形

7 金属成形板張り (14. 6. 2~3)　表14. 2. 1

種別	※　アルミスパンドレル　・
製法	※　押出し　・　ロール
寸法（mm）	板幅 板厚
表面処理	・　Ｂ－1種　・　Ｂ－2種
伸縮継手	・　設ける（図示による）　※　設けない
形状	・　図示による　・

8 アルミニウム製笠木 (14. 7. 2~3)　表14. 7. 1
※　押出し形材
　部材の種類　・　２５０形（呼称肉厚は１．６以上）
　　・　３００形（呼称肉厚は１．８以上）
　　・　３５０形（呼称肉厚は２．０以上）
　表面処理　※　Ａ－1種又はＢ－1種
　隅角部及び突当り部等の役物　笠木製造所の仕様による
・　曲げ材
　材質　　ＪＩＳ　Ｈ４０００による
　表面処理　※　Ａ－1種又はＢ－1種　・
　厚さ（mm）　・　２．０　形状は図示による
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法を施工計画書として提出する

9 手すり (14. 8. 2)
材料の種別　※　配管用鋼管　・　ステンレスＳＵＳ３０４（　※　ＨＬ　・　）
亜鉛めっき　・　行う（　※　Ｃ種　・　　）　・　行わない

10 タラップ (14. 8. 3)
材料の種別　※　ステンレス（ＳＵＳ３０４）　・　鋼製

11 サッシ取合い間仕切板
※　アルミニウム製（表面処理はアルミニウム製建具の項による）
・　鋼板製（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯　亜鉛の付着量Ｚ１２又はＦ１２）

12 エキスパンションジョイント金物
材質　　※　アルミニウム製
表面処理　※　Ｂ－1種　・　Ｂ－2種
クリアランス　※　５０　・　１００　・　１５０
耐火性能　　・　図示による

⑮ 左官工事

1 防水材料 (15. 2. 2) (15. 5. 2) (15. 7. 2)
屋内の壁及び天井の仕上材は、不燃材料又は、建築基準法に基づく基材同等の認定を受けたものとする。
複層仕上塗材を内装不燃箇所に使用する場合は、ＣＥ又はＳｉとするか、基材同等の認定を受けた内装甲とする。

2 吸水調整材 (15. 2. 2)
※　表１５．２．２による　表15. 2. 2

3 防水剤 (15. 2. 2)
品質・性能等
　防水剤の種類は建築用のモルタルに用いるセメント防水剤とする
　膨張性のひび割れおよびそりがないこと（ＪＩＳ　Ｒ５２０１規定９）
　混合割合　　セメント重量の５%以下（ＪＩＳ　Ａ１４０４）
　吸水比　　９５%以下（ＪＩＳ　Ａ１４０４）
　透水比　　８０%以下（水圧は２９４ｋＰａとし、１時間行う）
　凍結時間　　始発１時間以上、終結１０時間以内（ＪＩＳ　Ｒ５２０１規定８）
　曲げ及び圧縮強度比　７０%以上（ＪＩＳ　Ａ１４０４）

4 既製目地材 (15. 2. 2)
・　使用する（形状　　）

5 セルフレベリング材塗り (15. 4. 2~3)　表15. 4. 1

種類	厚さ（mm）	施工箇所
※ セメント系	※ １０	
・ せっこう系	・ １０	

6 床コンクリート直均し仕上 (15. 3. 2~3)
下表以外は表６．２．４及び１５．３．２による　表6. 2. 4

施工箇所	平坦さ（mm）	備考
フリーアクセスフロア（パネル工法）範囲	１mにつき１０以下	
フリーアクセスフロア（溝工法）範囲	３mにつき　７以下	

⑦ 仕上げ塗材仕上げ (15. 5. 2)
薄付け仕上塗材　表15. 5. 1~2

種類	仕上げの形状	工法
・ 外装薄塗材Ｅ	・ 砂壁状 ・ 着色骨材砂壁状	吹付け

・　厚付け仕上塗材

種類	仕上げの形状	工法	上塗材
・ 外装厚塗材Ｅ	・ 吹放し ・ 凸部処理	吹付け	・ 行う ・ 行わない

⊙ 複層仕上塗材

種類	仕上げの形状	工法	上塗材（耐候性　耐候形３種）		
※ 複層塗材Ｅ	※ 凹凸模様	吹付け	※ 水系	※ アクリル系	※ つやあり
・ 可とう形複層塗材Ｅ	・ 凹凸模様 ・ 凸部処理 ・ ゆず肌状	吹付け ローラー	・ 水系 ・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系	・ アクリル系 ・ ポリウレタン系 ・ アクリルシリコン系 ・ フッ素系 ・ シリカ系	・ つやあり ・ つやなし ・ メタリック
・ 複層塗材Ｓｉ					
・ 複層塗材ＣＥ					
・ 複層塗材ＲＥ					
・ 複層塗材ＲＳ					
・ 防水形複層塗材ＣＥ					
⊙ 防水形複層塗材Ｅ	⊙ さざ波状	⊙ ローラー			
・ 防水形複層塗材ＲＳ					
・ 防水形複層塗材ＲＥ					

・　軽量骨材仕上塗材

種類	仕上げの形状	工法
・ 吹付用軽量塗材	砂壁状	吹付け
・ こて塗用軽量塗材	平たん状	こて塗り

防火材料の指定　※　屋内の壁、天井の仕上材は防火材料とする
建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量
※　規制対象外　・　第三種

8 ロックウール吹付け (15. 7. 1~4)
厚さ（mm）　・ 10　・ 15　・ 20　・ 30　・
ロックウール及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※　規制対象外　・　第三種

⑱ 塗装工事

1 材料 (18. 1. 3)
屋内に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量
※　規制対象外　・　第三種

2 素地ごしらえ (18. 2. 1~7)　表18. 2. 1~7
木部
　・　Ａ種（不透明塗料塗り）　・　Ｂ種（透明塗料塗り）
鉄部他

鉄　鋼　面	・ Ａ種	・ Ｂ種	※ Ｃ種
亜鉛めっき（建具）面	・ Ａ種	・ Ｂ種	・ Ｃ種
亜鉛めっき（建具以外）面	・ Ａ種	・ Ｂ種	・ Ｃ種
モルタル及びプラスター面	・ Ａ種	※ Ｂ種	
コンクリート及びＡＬＣパネル面	・ Ａ種	※ Ｂ種	
コンクリート及び押出成形セメント板面	・ Ａ種	・ Ｂ種	
石膏ボード及びその他のボード面	・ Ａ種	・ Ｂ種	

③ 錆止め塗料塗り (18. 3. 1~3)
塗料種別
鉄鋼面　表18. 3. 1

	規格名称	種類	摘要
・ Ａ種	・ シアナミド鉛さび止めペイント	・ 2種	・ 屋内 ・ 屋外
	・ 鉛、クロムフリーさび止めペイント	・ 1種	・ 屋内 ・ 屋外
・ Ｂ種	・ 水系さび止めペイント		・ 屋内
	・ 鉛、クロムフリーさび止めペイント	・ 2種	・ 屋内
⊙ その他	⊙ エポキシ樹脂さび止めペイント	⊙ 1種	・ 屋内 ⊙ 屋外

亜鉛めっき鋼面　表18. 3. 2

	規格名称	摘要
・ Ａ種	・ 鉛酸カルシウムさび止めペイント	・ 屋内 ・ 屋外
・ Ｂ種	・ 変性エポキシ樹脂プライマー	・ 屋内 ・ 屋外
・ Ｃ種	・ 水系さび止めペイント	・ 屋内

塗り工程種別
鉄鋼面　表18. 3. 3
　見え掛かり部分　（ ※ Ａ種　・ Ｂ種 ）
　見え隠れ部分　（ ・ Ａ種　※ Ｂ種 ）
亜鉛めっき鋼面　表18. 3. 4
　鋼製建具等　（ ※ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種）
　その他　（ ・ Ａ種　・ Ｂ種　※　Ｃ種[変性エポキシ樹脂プライマー]）

4 合成樹脂調合ペイント塗り（ＳＯＰ） (18. 4. 3) (18. 4. 4)
木部　表18. 4. 1
　屋外（ ※ Ａ種　・ Ｂ種 ）
　屋内（ ・ Ａ種　※ Ｂ種 ）
鉄鋼面　表18. 4. 2
　・ Ａ種　※ Ｂ種

5 クリヤラッカー塗り（ＣＬ） (18. 5. 2)　表18. 5. 1
・ Ａ種　※ Ｂ種

6 アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り（ＮＡＤ） (18. 6. 2)　表18. 6. 1
・ Ａ種　※ Ｂ種

7 耐候性塗料塗り（ＤＰ） (18. 7. 2~4)　表18. 7. 3
コンクリート面及び押出成形セメント板
・ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種

8 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ－Ｇ） (18. 8. 2~5)　表18. 8. 1~4
コンクリート面等
・ Ａ種　※ Ｂ種
鉄鋼面（屋内）
・ Ａ種　※ Ｂ種

9 合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ） (18. 9. 2)　表18. 9. 1
・ Ａ種　※ Ｂ種

10 合成樹脂エマルション模様塗料塗り（ＥＰ－Ｔ） (18. 10. 2)　表18. 10. 1
・ Ａ種　※ Ｂ種

11 ウレタン樹脂ワニス塗り（ＵＣ） (18. 11. 2)　表18. 11. 1
・ Ａ種　※ Ｂ種

12 木材保護塗料塗り（ＷＰ） (18. 13. 2)　表18. 13. 1
・ Ａ種　※ Ｂ種

13 マスチック塗材塗り (18. 14. 2)　表18. 14. 1
種別
・ Ａ種　・ Ｂ種
仕上げ塗材塗り
※　つや有合成樹脂エマルションペイント

平成２４年２月改定版

	ワタリ総合設計 1級建築士事務所　登録第23－736号	検図　製図	工事名称 市営余戸谷町住宅外壁改修工事	設計No. / 図面No. 2/A
		1級建築士　第180476号　亘 寛之	図面名称 特記仕様書　2　S＝1/	設計年度 2012

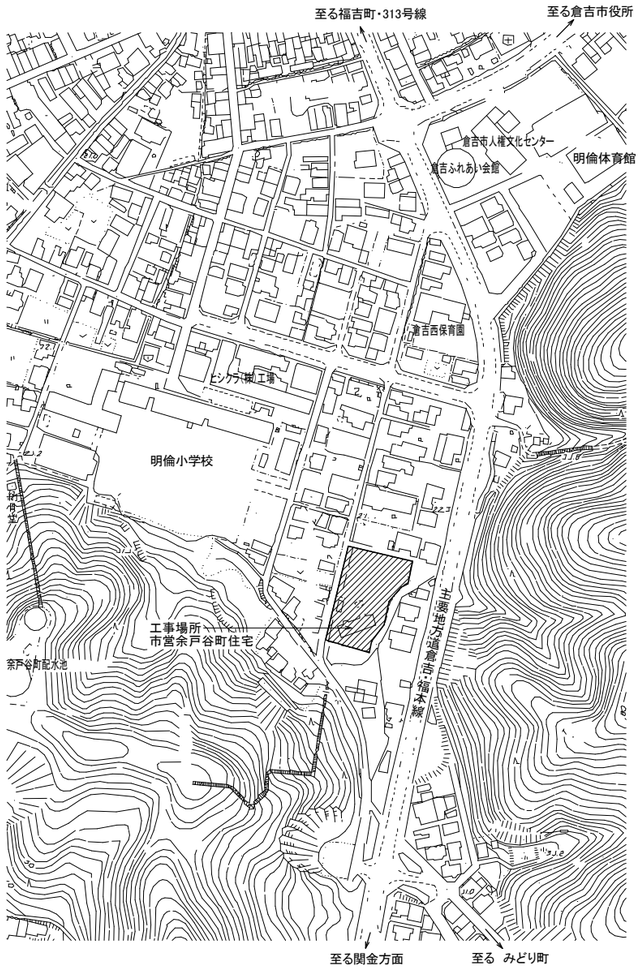

付近見取図

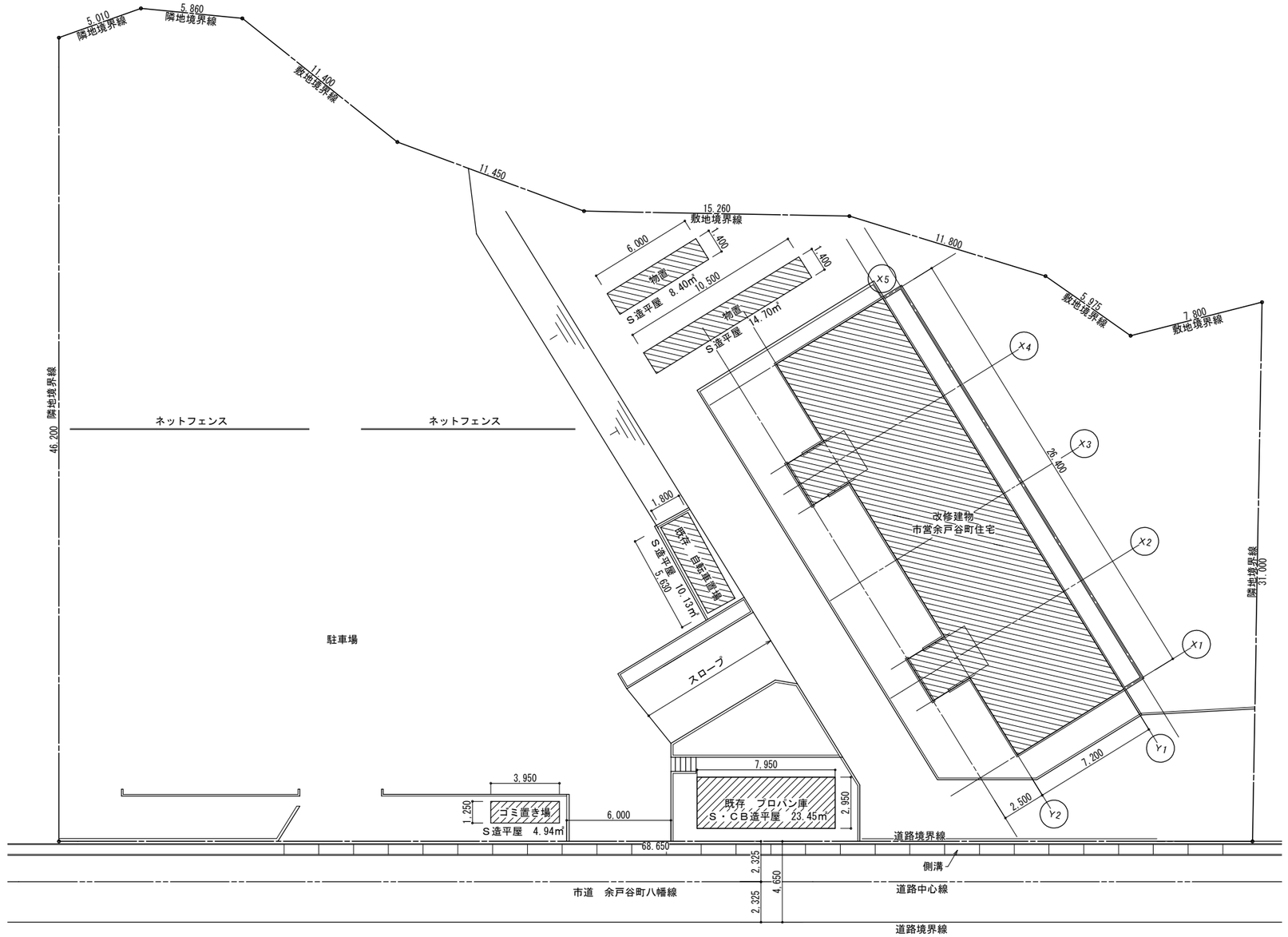

配 置 図 S-1/200

	ワタリ総合設計 1級建築士事務所 登録第23-736号	検図 製図 1級建築士 第180476号 亘 寛之	工事名称 市営余戸谷町住宅外壁改修工事	設計No.	図面No. 3/A
			図面名称 付近見取図 平 面 図 S= 1/ 200	設計年度 2012	

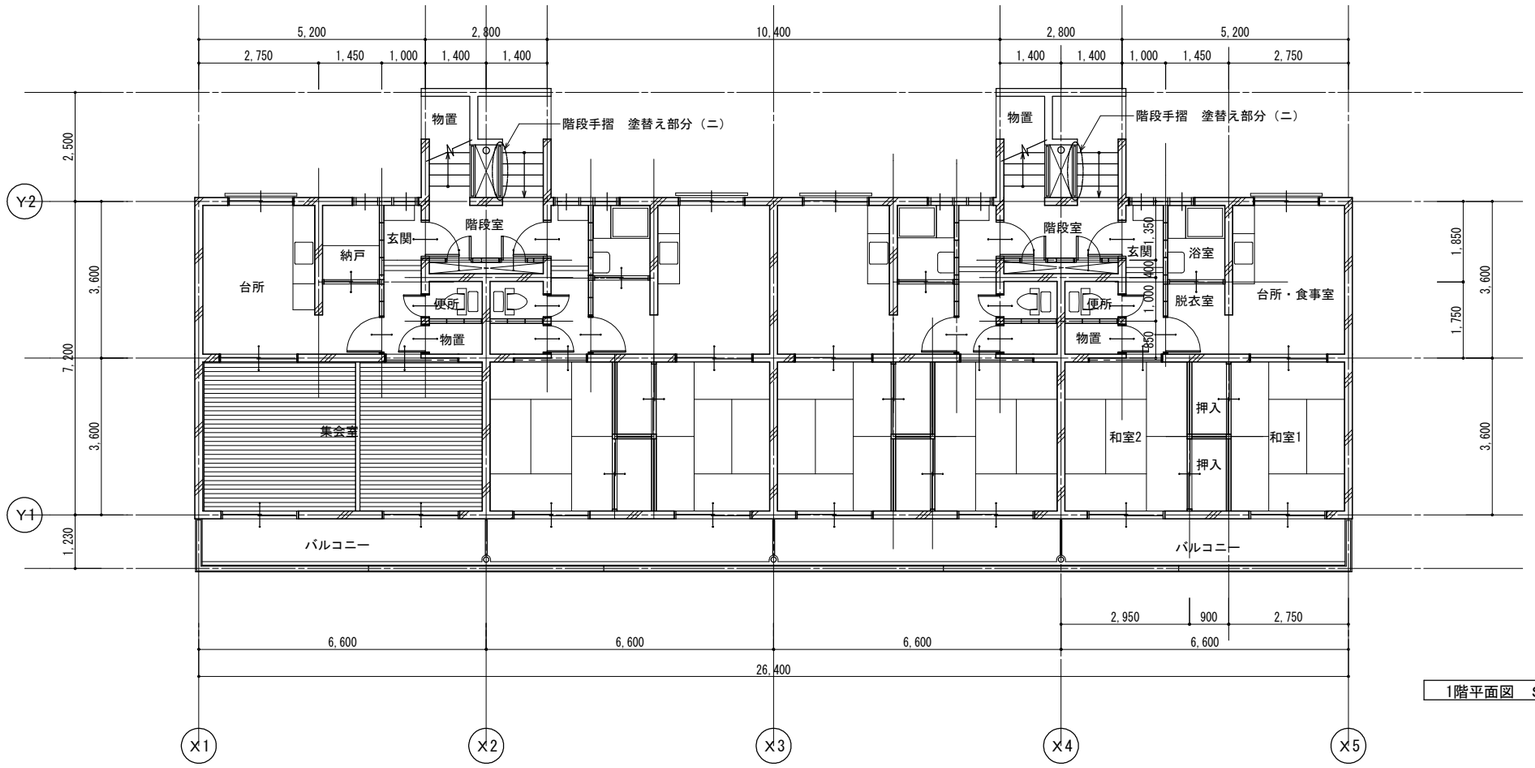

1階平面図　S-1/100

外部改修仕様

	既設仕上	改修仕様	参考材料			
外壁	モルタル下地リシン吹付	既設下地調整　水洗い高圧洗浄　下地シーラー処理　シリコン樹脂系単層弾性仕上塗　ローラー２回塗	シリコン樹脂系単層弾性仕上塗	スズカファイン：セラビューレ	下地シーラー	スズカファイン：サミプラ
笠木	防水モルタル塗	既設下地調整　水洗い高圧洗浄　下地ウレタン系プライマー処理　ウレタン防水　密着工法	ウレタン防水　密着工法	保土谷バンデックス建材：ＨＣエコプルーフ　E-15V-A		
軒天	コンクリート打ち放し	既設下地調整　水洗い高圧洗浄　アクリルシリコン樹脂系弾性仕上塗　ローラー2回塗	アクリルシリコン樹脂系弾性仕上塗	スズカファイン：ノキテンくん		
		＊コンクリート剥離部　鉄筋錆ケレン　エポキシ樹脂さび止め塗料塗　樹脂モルタル充填　平滑仕上　（５カ所程度見込むこと）	エポキシ樹脂さび止め塗料塗	スズカファイン：エポマイルド		
鉄部	ＳＯＰ塗	既設鉄部ケレン処理　エポキシ樹脂さび止め塗料塗　ポリウレタン樹脂塗料２回塗	エポキシ樹脂さび止め塗料塗	スズカファイン：エポマイルド		
雨垂れ汚染対策として						
水切（北面）	モルタル塗り水切	既設モルタル水切　水洗い高圧洗浄　新設水切取付　アルミアルマイトｔ-1.5　曲げ加工				
笠木部出隅		アルミアングル取付Ｌ-60*30　アルミアルマイトｔ-1.5曲げ加工				
その他						

	ワタリ総合設計 １級建築士事務所　登録第２３－７３６号	検図　製図 １級建築士　第180476号　亘 寛之	工事名称 市営余戸谷町住宅外壁改修工事	設計No.	図面No. 4/A
			図面名称 外部仕上表　１階　平　面　図　S= 1/100	設計年度 2012	

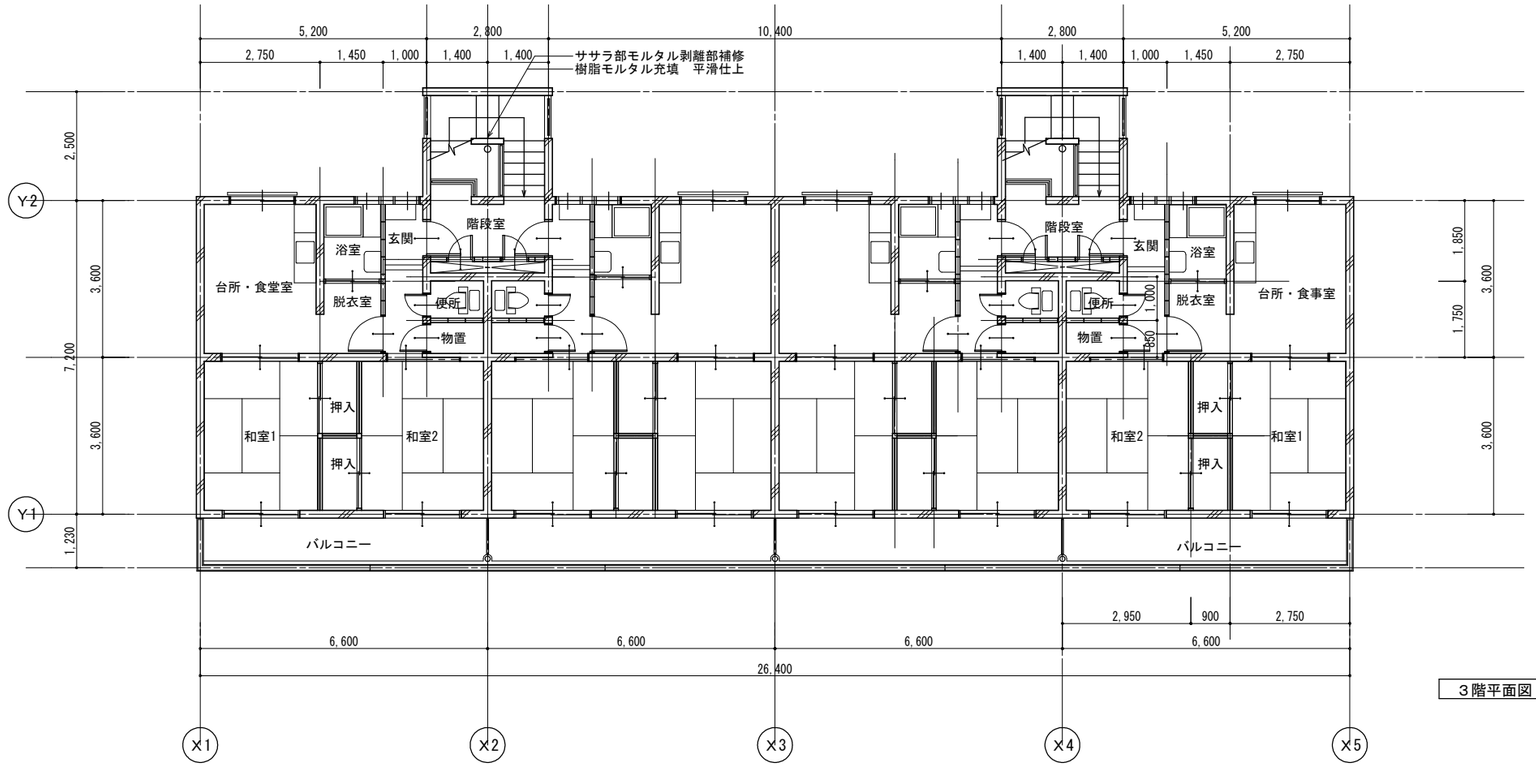

３階平面図　S=1/100

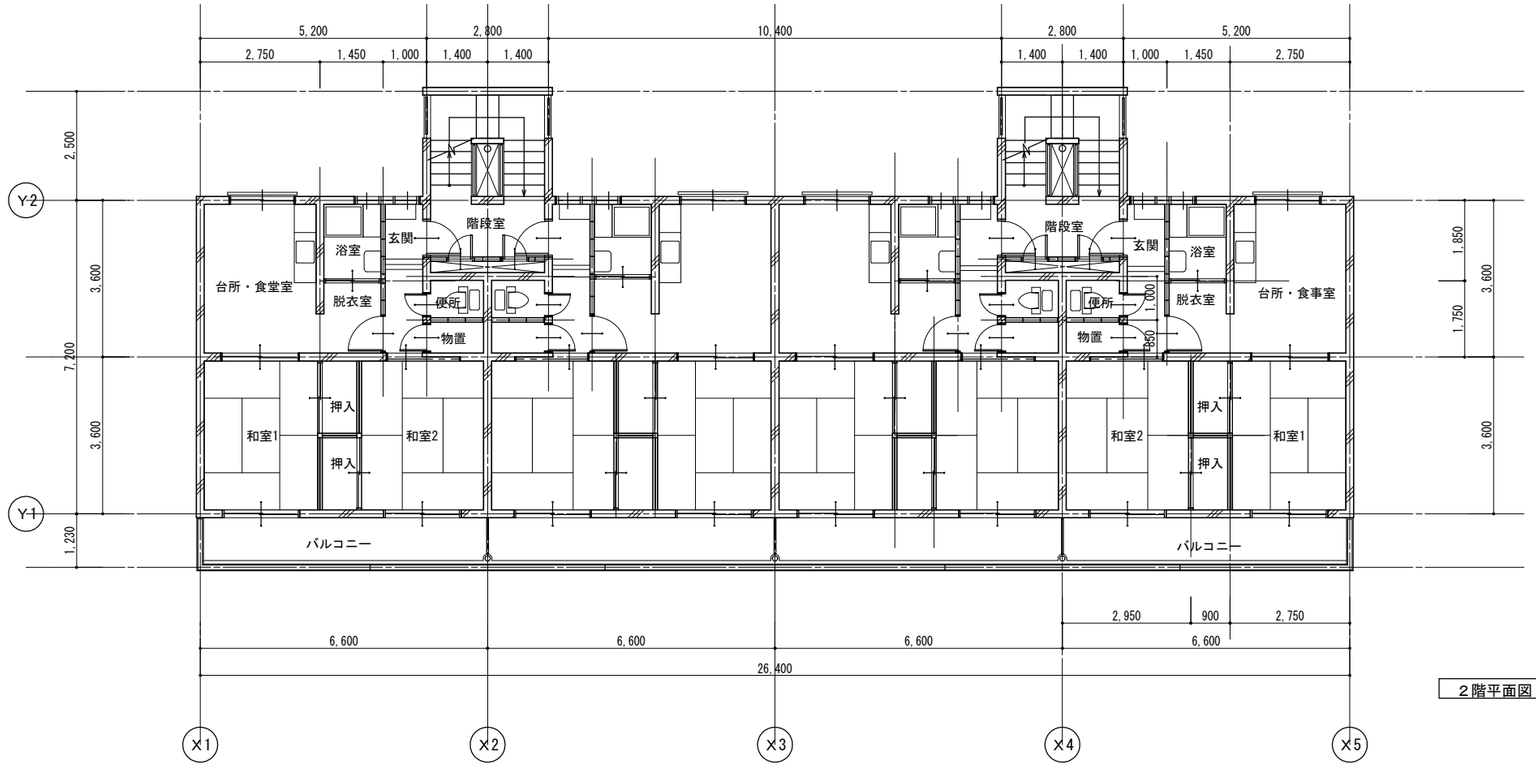

２階平面図　S=1/100

	ワタリ総合設計 1級建築士事務所　登録第23-736号	検図　製図 1級建築士　第180476号　亘 寛之	工事名称 市営余戸谷町住宅外壁改修工事 図面名称 2階・3階 平 面 図　S= 1/ 100	設計No. 設計年度　2012	図面No. 5 / A

南　面

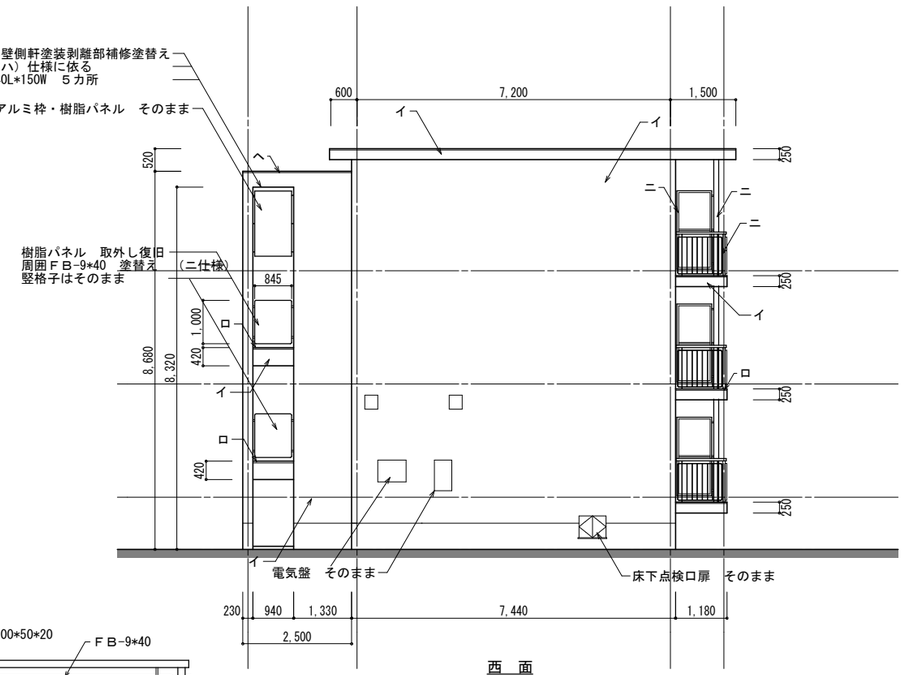

西　面

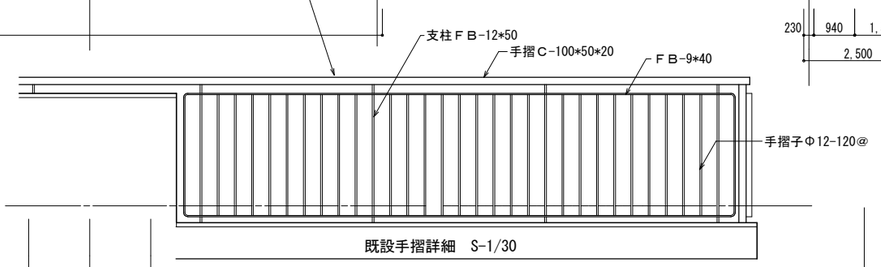

既設手摺詳細　S-1/30

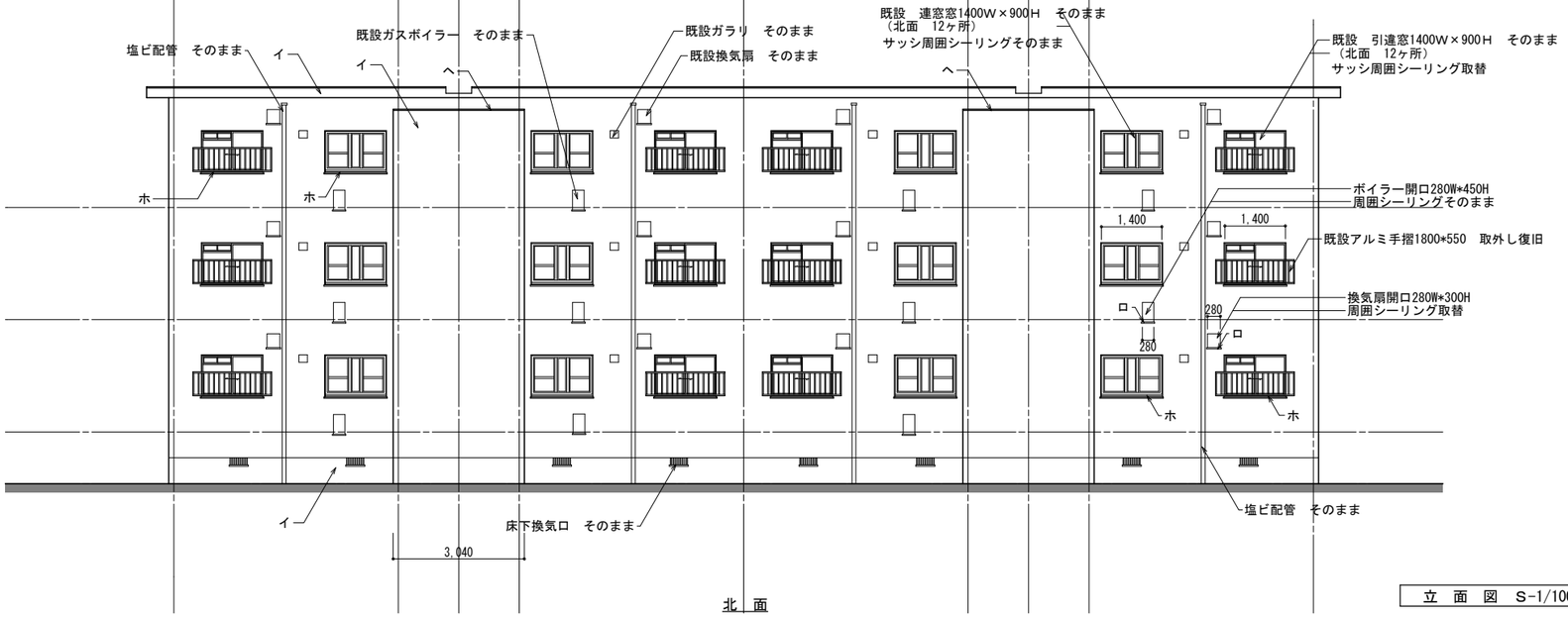

北　面

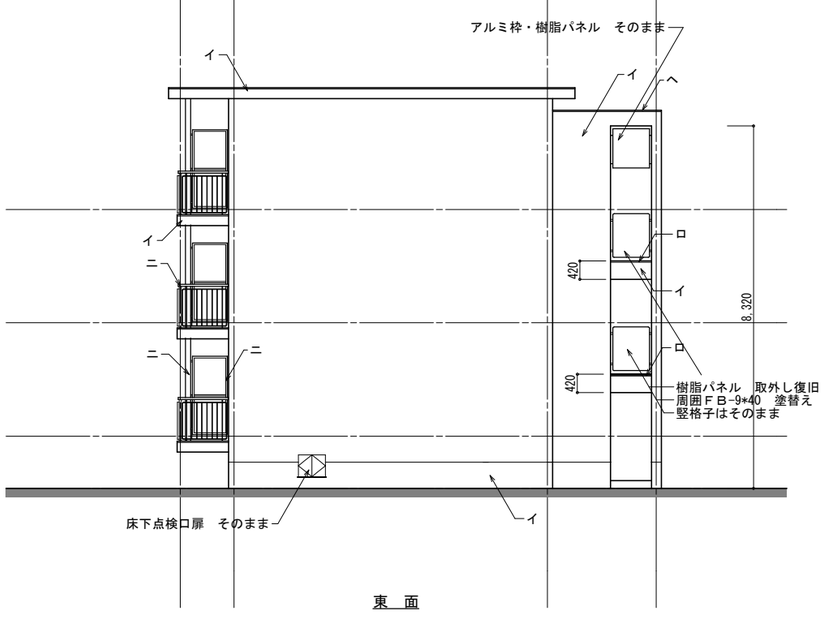

東　面

立　面　図　S-1/100

改修仕様

イ 外壁	既設下地調整　水洗い高圧洗浄 下地シーラー処理 シリコン樹脂系単層弾性仕上塗　ローラー２回塗	ロ 笠木	既設下地調整　水洗い高圧洗浄 下地ウレタン系プライマー処理 ウレタン防水　密着工法	ハ 軒天	既設下地調整　水洗い高圧洗浄 ＊コンクリート剥離部 鉄筋錆ケレン　エポキシ樹脂さび止め塗料塗 樹脂モルタル充填　平滑仕上 アクリルシリコン樹脂系弾性仕上塗　ローラー2回塗	ニ 鉄部	既設鉄部ケレン処理 エポキシ樹脂さび止め塗料塗 ポリウレタン樹脂塗料２回塗	ホ サッシ水切	既設モルタル水切　水洗い高圧洗浄 新設水切取付　アルミアルマイトｔ-1.5曲げ加工　W-130	◯	既設シーリング撤去 シーリング　（２成分系変性シリコーン）　10×10
										ヘ	笠木部出隅　アルミアングル取付Ｌ-60*30 アルミアルマイトｔ-1.5曲げ加工

	ワタリ総合設計 1級建築士事務所　登録第23-736号	検図　製図 1級建築士　第180476号　亘 寛之	工事名称 市営余戸谷町住宅外壁改修工事	設計No.	図面No. 6/A
			図面名称 立　面　図　S=1/100	設計年度 2012	

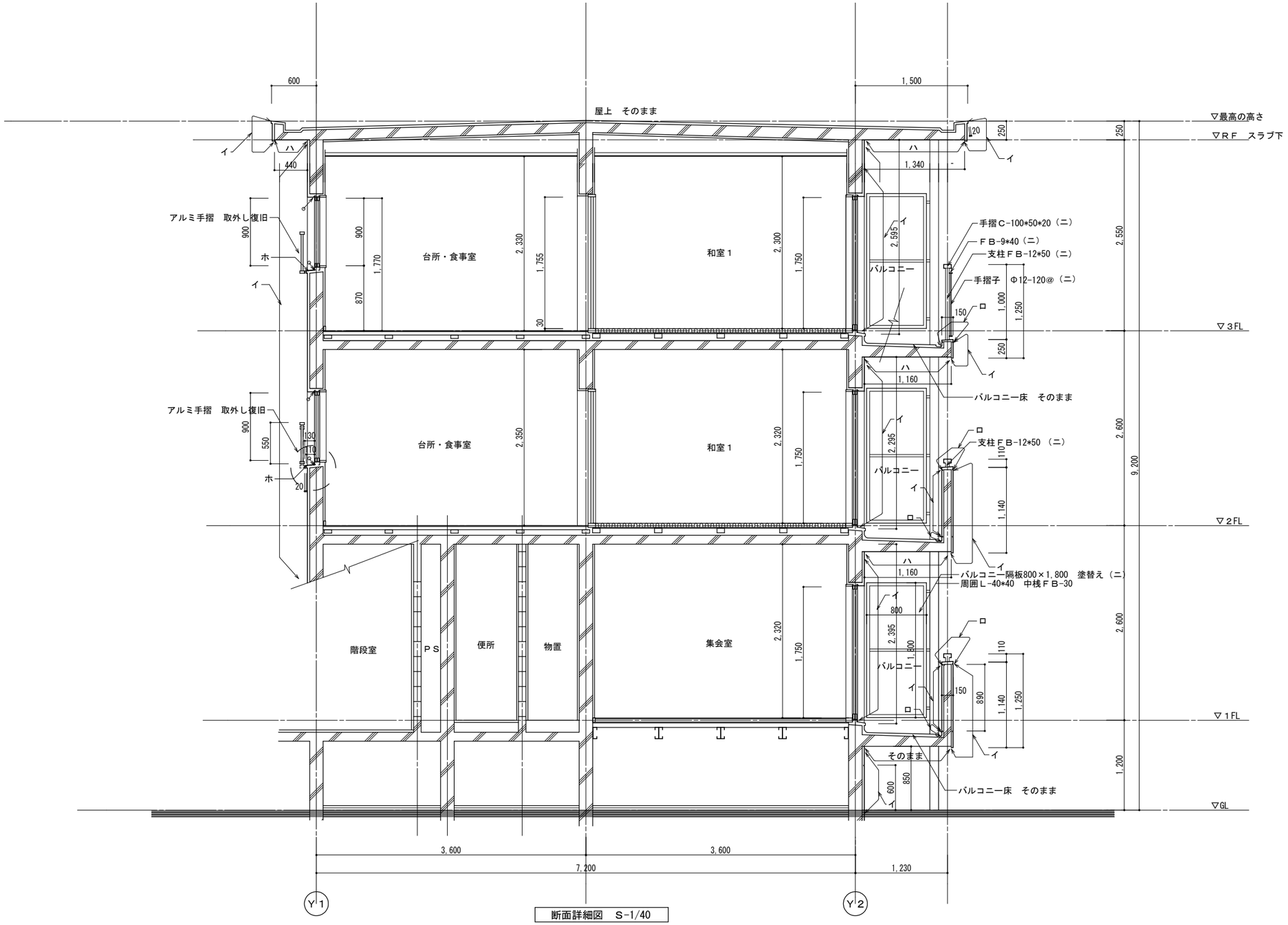

断面詳細図　S-1/40

改修仕様

イ 外壁	既設下地調整　水洗い高圧洗浄	ロ 笠木	既設下地調整　水洗い高圧洗浄	ハ 軒天	既設下地調整　水洗い高圧洗浄	ニ 鉄部	既設鉄部ケレン処理	ホ サッシ水切	既設モルタル水切　水洗い高圧洗浄		既設シーリング撤去
	下地シーラー処理		下地ウレタン系プライマー処理		＊コンクリート剥離部		エポキシ樹脂さび止め塗料塗		新設水切取付　アルミアルマイトｔ-1.5曲げ加工　W-130		シーリング（２成分系変性シリコーン）10×10
	シリコン樹脂系単層弾性仕上塗　ローラー２回塗		ウレタン防水　密着工法		鉄筋錆ケレン　エポキシ樹脂さび止め塗料塗		ポリウレタン樹脂塗料２回塗			ヘ	笠木部出隅　アルミアングル取付Ｌ-60*30
					樹脂モルタル充填　平滑仕上						アルミアルマイトｔ-1.5曲げ加工
					アクリルシリコン樹脂系弾性仕上塗　ローラー2回塗						

	ワタリ総合設計	検図　製図	工事名称　市営余戸谷町住宅外壁改修工事	設計No. / 図面No.
	1級建築士事務所　登録第23-736号	1級建築士　第180476号　亘 寛之	図面名称　断面詳細図　部分詳細図　S= 1/40	設計年度 2012 / 7/A

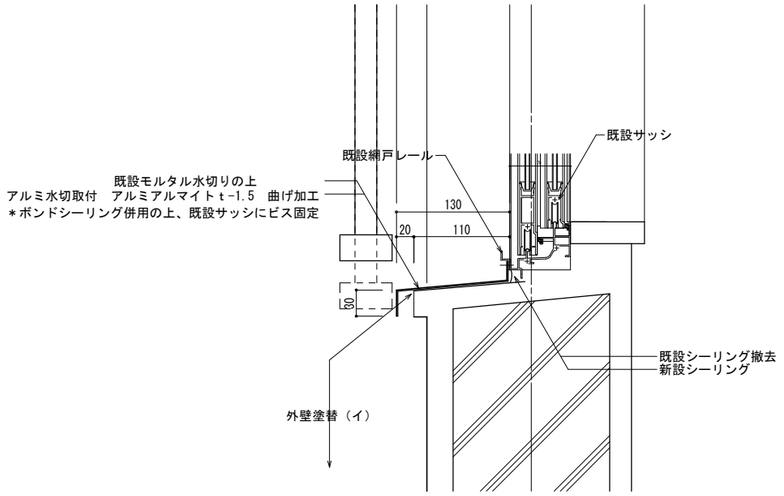

水切取付詳細図　S-1/5

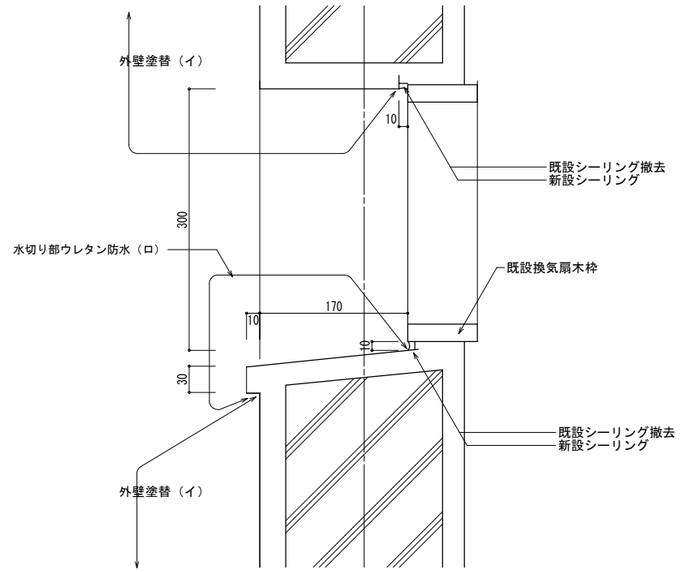

換気扇・ボイラー部水切詳細図　S-1/5

	ワタリ総合設計 1級建築士事務所　登録第23-736号	検図　製図 1級建築士　第180476号　亘 寛之	工事名称 市営余戸谷町住宅外壁改修工事 図面名称 部分詳細図　S= 1/ 5	設計No. 設計年度 2012	図面No. 8 / A